

最近の税務調査の状況

税務署内での異動が7月にあることから税務調査の期間は7月から翌年の6月までの1年単位で実施されます。橋本会計が担当した直近3年間の税務調査の内容分析により最近の税務調査の傾向をまとめます。

1. 直近3年間の税務調査の内容

修正内容	個人 調査	法人 調査	合計	比率	備考
調査対象	5	22	27	100.0%	年10件、5%弱の調査割合
修正無	0	2	2	7.4%	
金属収入漏れ	1	6	7	25.9%	金属売却未計上、在庫未計上
窓口収入漏れ	0	3	3	11.1%	保険、自費窓口入金漏れ(ずれ)
自費収入漏れ	0	1	1	3.7%	自費計上ずれ
雑収入漏れ	0	2	2	7.4%	返金計上もれ、車両下取りもれ
源泉給与漏れ	2	0	2	7.4%	給与源泉収入計上もれ
経費否認	3	7	10	37.0%	家事費混入
源泉徴収誤り	0	2	2	7.4%	給与源泉税徴収誤り(乙欄適用誤り)
消費税	0	2	2	7.4%	仕入税額控除誤り

2. 直近税務調査事例からみた注意点

(1) 自費収入計上もれから金属売却収入等もれへ

従来の税務調査は自由診療の計上漏れに重点がありましたが、最近では事業外収入の計上確認に重点があります。

金属売却、固定資産売却、源泉給与収入等の入金確認があります。これらの入金が事業外の個人預金になされている場合には、個人預金も調査対象になる場合がありますのでご留意下さい。

また、意図的な収入もれについては重加算税の対象になりますので併せて注意が必要です。

(2) 家事費否認の中心は事業主関連

事業経費の中に事業外の家事費が混入している場合の否認です。個人の場合には事業割合が否認される場合もあります。この家事費否認の中心は事業主関連の交際費、交通費、消耗品が多額であると内容確認の対象になります。

(3) 給与源泉処理も要注意

給与については架空人経費でない限り否認の可能性はないのですが、給与自体は問題なくとも源泉徴収の仕方に誤りがある場合には否認の対象になります。非常勤スタッフについて乙欄適用をすべきところ甲欄適用になっている場合が主な修正です。特に非常勤のドクターの源泉徴収については気を付けて下さい。

歯科会計

キャッシュレス対応の注意点

政府の方針もあり現金の取扱いを減らす動きが加速しています。歯科の場合には保険収入が振込扱いとなっていることから他業種に比較すると現金比率は低いものとなっています。

しかし、現金以外の支払がクレジットに加えて、電子マネー、QRコード決済払いが増えることが予想されますから、それに備えることが重要です。

1. 多数の支払方法への対応の注意点

(1) 支払対象をどうするか？

現金以外の支払を自費収入、一定額以上の治療費に限定しているケースはありますが今後のキャッシュレス決済促進の状況を考えると保険窓口負担金、自費収入、雑収入までも含めたところで検討しておく必要があります。

(2) どこのキャッシュレスツールを使うか？

クレジットカード、電子マネー、QRコード決済を取り扱う各社と個別契約することは契約事務作業的にも導入後の管理面でも煩雑さがともないます。

各決済会社をまとめて取扱いする方法を活用して下さい。

(3) 入金確認をどのようにとるか？

キャッシュレス決済後の入金を確認するシステムがどのようなものかが重要になります。決済システム毎に入金を確認するとなると決済時にどのシステムでの決済なのかを事前に把握しておくことが必要になります。上記のまとめシステムによることお勧めいたします。

(4) 患者さんの決済不能をどうするか

キャッシュレス決済を患者側からみれば事前登録したクレジットカード（預金口座）からの引落になります。この引落ができない場合は、キャッシュレス決済方法により取扱いが異なります。

未入金額をクレジット会社で立替払いして入金してくる場合と、実際の入金額のみを入金してくる場合があります。

これはキャッシュレス決済会社により取扱いが異なりますので契約時の確認が重要です。

2. 窓口収入管理の注意点

(1) 保険収入と自費等の区分をどうするか

歯科の場合には保険収入かそれ以外（自費・雑収入）かで税務処理が異なる場合があります。このことは現金による収入のみの場合でも同様です。現在は医療会計ノートの窓口入金表で区分しています。今後は現金とキャッシュレス決済についても同様の区分が必要となります。

(2) 窓口入金を管理するツールの必要性

窓口収入について現金かキャッシュレス決済かまた、それぞれについて保険収入かそれ以外の収入かを区分するツールが今後必要になるでしょう。例えばレジや電子レジが考えられます。このようなツールとキャッシュレス決済が連携することにより窓口業務の簡素化もはかれるでしょう。

ドクター会計

車両関係の税務処理まとめ

税務調査で指摘される項目の一つとして車両に関することが挙げられます。調査内容としては、取得時の経理処理からその利用状況、さらに買い替えや売却時の処理など様々です。

お客様からのご質問も多い事項となりますので、今回は車両の処理について項目別に下記表にまとめました。

項目	内容	留意点
取得	取得経費の処理	原則本体価額に含めるが、自動車税・自動車税などの税金と、自賠責保険、検査登録費用等の法定費用は経費処理も可 法人の場合、名義は法人とすることが望ましいが、利用実態で判断されるため個人名義でも可
	中古の耐用年数	新車購入の場合 6 年（軽自動車 4 年） 中古車両の場合、使用期間に応じて耐用年数が短くなる。4 年以上経過の場合は耐用年数 2 年で、定率法の場合 1 年目で 100%償却
	値引処理	本体価額から減額
	割賦購入	割賦手数料は本体価額に含めるか、または前払計上し支払期間で経費化 本体価額は購入時と同じく減価償却により経費化
	リース購入	リース料支払の都度経費処理 残価設定している場合、リース終了後に残価を支払うことで、所有することも可能
利用	減価償却割合	個人の場合は事業割合で経費算入。週に 5 日程度利用とした場合、事業割合は 70%。 法人の場合は事業割合といった考えが無い場合、全て経費処理。 ただし個人での利用が認められる場合は利用料を収入計上
	修繕費	個人の場合は上記事業割合で経費算入 原状回復以上に価値を高めたり耐用年数が伸びたりする場合には、資産計上となる
利用中止	使用者変更	時価で譲渡した扱いになる。個人の場合は譲渡所得、法人の場合は利益計上（売却損の場合損失計上）
	廃車	残存簿価で損失計上
	売却下取	下取価額で譲渡したことになる（上記使用者変更と同じ） その際、消費税が課税となることに注意

医療承継

小規模宅地等の特例⑤（貸付事業用宅地）

相続税の土地の評価について、要件を満たす被相続人所有の土地に関して大幅な評価の減額が認められる小規模宅地等の特例があります。今回は当該特例のうち、「貸付事業用宅地」について解説します。

貸付事業用宅地とは、被相続人等が貸付事業の用に供していた敷地に対して、要件を満たすと 200 m²まで 50%の減額が受けられる特例です。

<要件>

- ・相続税の申告期限まで（亡くなった日から10カ月以上）は、当該土地を所有継続しかつ貸付事業を継続すること。
- ・事業規模は問わないが、相当の対価を得て継続的に貸付が行われていること→固定資産税負担額相当の金額程度だと使用貸借とみなされ対象外。
- ・駐車場として貸している土地については、アスファルトやコンクリート舗装されている必要があり、舗装されていない青空駐車場については特例適用の対象外。

<平成30年4月1日以降の追加要件（税制改正）>

相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地については特例の対象外とされる改正がおこなわれました。（ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っていた者の土地は適用可能）

亡くなる直前の駆け込み対策で節税を図ることが問題視され改正に至ったものですが、平成30年3月31日以前に貸付事業に供していた土地については事業的規模でなくても当該制限はありません。

<その他の留意点>

●小規模宅地の特例の対象となる土地が複数ある場合は、併用は可能ですが、適用面積には制限があります。

…特定居住用（330 m²）と特定事業用（400 m²）は面積制限の影響なく併用可能

…貸付事業用宅地と他の種類の小規模宅地の特例は併用に面積上の制限が大きくかかるため、評価上有利判定を行い選択適用する必要あり

●アパートが空室となった場合は、空室割合分の土地面積に対しては特例適用できないが、空室直後から入居者募集を行いいつでも入居可能な状態で管理していれば空室部分に対応する土地に対しても特例適用可能です。